

前橋まちなか文化祭 2015

【応募要項】

応募期間：2015年5月25日（月）～6月26日（金）
※17:00 必着

「前橋まちなか文化祭 2015」では、10月24日（土）、25日（日）にまちなかで実施される企画を広く募集し、多様な団体と協働で事業を実施します。応募要項をよくご確認のうえ、定められた応募用紙にてご応募ください。

前橋まちなか文化祭実行委員会 事務局
〒371-0022 前橋市千代田町 5-1-16（アーツ前橋内）
Tel：027-230-1144 Fax：027-232-2016
E-mail：artsmaebashi@city.maebashi.gunma.jp

前橋まちなか文化祭（通称：まちフェス）は、2014年の10月にアーツ前橋が中心市街地に開館して1年が経つことを契機として、まちなかで活動する芸術文化団体等と協働して開催した文化祭です。

2回目となる今回は、10月24日（土）、25日（日）の2日間に中心市街地で実施する芸術文化に関連する企画を広く募集します。ぜひ、ご応募ください。

事業目的

- ・市民が様々な芸術文化に触れる機会の創出
- ・まちなかで活動する芸術文化団体等への支援及び相互の交流機会の創出
- ・まちなかの回遊性の向上によるにぎわいの創出

開催クレジット

名称：前橋まちなか文化祭 2015

主催：前橋まちなか文化祭実行委員会

日時：2015年10月24日（土）、25日（日）

会場：前橋中心市街地各所

前橋中心市街地で開催する企画を募集します！

1 応募期間

2015年5月25日（月）～6月26日（金）17:00 必着

2 応募方法

定められた応募用紙に必要事項を記入し、実行委員会事務局へ持参、郵送、メール、Fax のいずれかの方法により提出してください。なお、補足の資料がある場合は、併せて提出してください。提出していただいた書類等は原則返却いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

3 応募条件

以下のすべての条件に該当すること。

- (1) 当該事業の目的を理解し、これに沿った事業内容（音楽演奏、演劇公演、作品展示、トーク、上映会等の芸術文化活動）を実施する団体であること。
- (2) 10月24日（土）～25日（日）の会期中に中心市街地で事業を実施すること。なお、事業の実施期間がまちフェスの会期を超えるものであっても、10月24日（土）、25日（日）の両日又はいずれかの期日が含まれていれば応募ができます。

【例】

○（応募可） 10月1日～11月10日

×（応募不可）10月1日～10月23日

- (3) 団体の代表者（代理でも可）は、7月24日（金）の19時から開催される参加者ミーティングに出席すること。
- (4) 事業の準備、実施及び撤去にいたるまでを責任もって遂行すること。
- (5) 実施事業に関する広報物等を制作する際には、実行委員会事務局が提供するまちフェスのロゴを使用し、「前橋まちなか文化祭 2015 参加事業」の表記も併せてすること。



- (6) 事業の実施に際しては、安全に配慮し、必要に応じてイベント保険等に加入すること。
- (7) 団体の構成員に 18 歳未満の未成年者がいる場合は、事前に保護者の同意を得ること。なお、保護者の同意を得た場合であっても、群馬県青少年健全育成条例を遵守すること。
- (8) 11 月 20 日（金）までに、定められた様式による報告書（事業の実施状況がわかる写真 3 枚程度を添付）、収支決算書等（領収証原本を添付）を提出すること。※領収証原本の返却を希望する場合は、事前にご相談ください。
- (9) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 宗教の教義及び信者の教化育成等に関するもの
 - イ 政治上の主義を推進・支持又はこれに反対することを目的とするもの
 - ウ 特定の公職（衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦・支持又はこれに反対することを目的とするもの
 - エ 暴力団又はその構成員の統制の下にあるもの
 - オ 公序良俗に反するもの

4 選考

応募のあった企画のなかから、審査会において選考します。選考の結果は 7 月中旬までに連絡します。なお、選考結果に関する問い合わせにはお答えできません。

5 参加団体への支援内容

選考に通った団体に対し、下記の内容の支援を行います。

(1) 助成金の交付

上限額を 10 万円として助成金を交付します。なお、支払は口座振込みによるものとし、所定の様式による報告書（事業の実施状況がわかる写真 3 枚程度を添付）、収支決算書等（領収証原本を添付）の提出後に行われる実行委員会の審査後（12 月末頃）になります。

ただし、次に該当する経費については助成の対象外となります。

- ①10 月 24 日（土）又は 25 日（日）以外に行う事業のみに掛かる経費
- ②物品等の販売を行う場合の原材料費、仕入れ代等

- ③構成員の飲食代や日当、謝礼等
- ④当該事業終了後も使用が可能な備品や機材等（購入金額が1万円以上のもの。）
- ⑤当該事業の実施にあたって、直接的な関係性がないと判断されたもの。
- ⑥領収証の原本の添付がされないもの。また、領収証の原本が添付されている場合でも次に該当する領収証は助成の対象外となります。
 - ・日付が本実行委員会の助成金交付決定日以前のもの
 - ・購入品目等が不明のもの。（購入品目の記載がない場合は、レシート等を併せて添付すること。）
 - ・領収印のないもの

(2) 情報発信

当該事業のポスターや参加団体を紹介するリーフレットなどを作成・配布するとともに、FacebookなどのSNSを中心に情報を発信します。

(3) インフォメーションセンターの開設

インフォメーションセンターを開設し、参加事業の紹介等を行います。

(4) スタンプラリーの実施

各会場間の連携と回遊性を高めるため、幾つかの会場にスタンプ台を設置します。

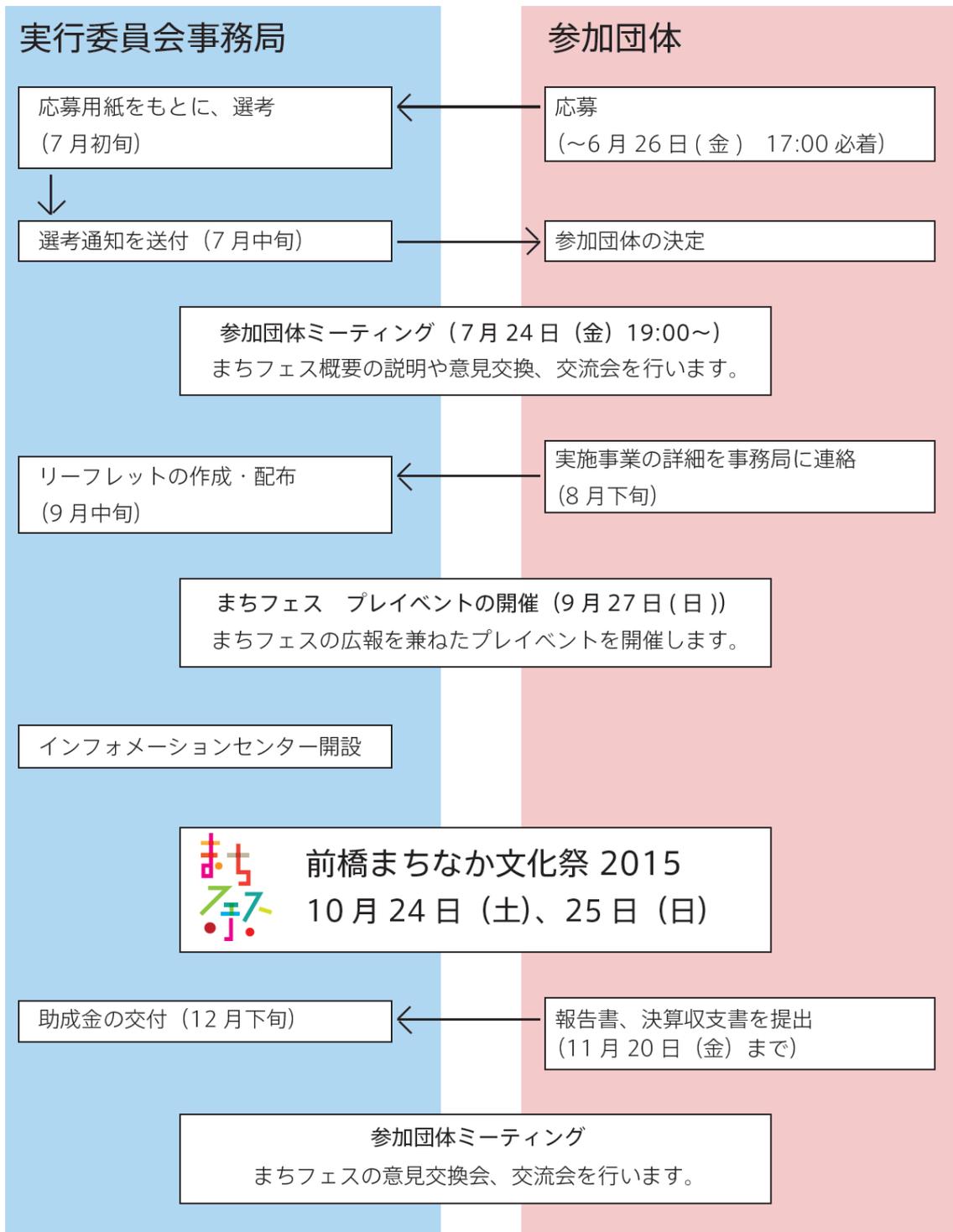
(5) 事業参加者同士の交流機会の創出

事業参加者同士の交流を目的とした集いを開催します。

6 その他

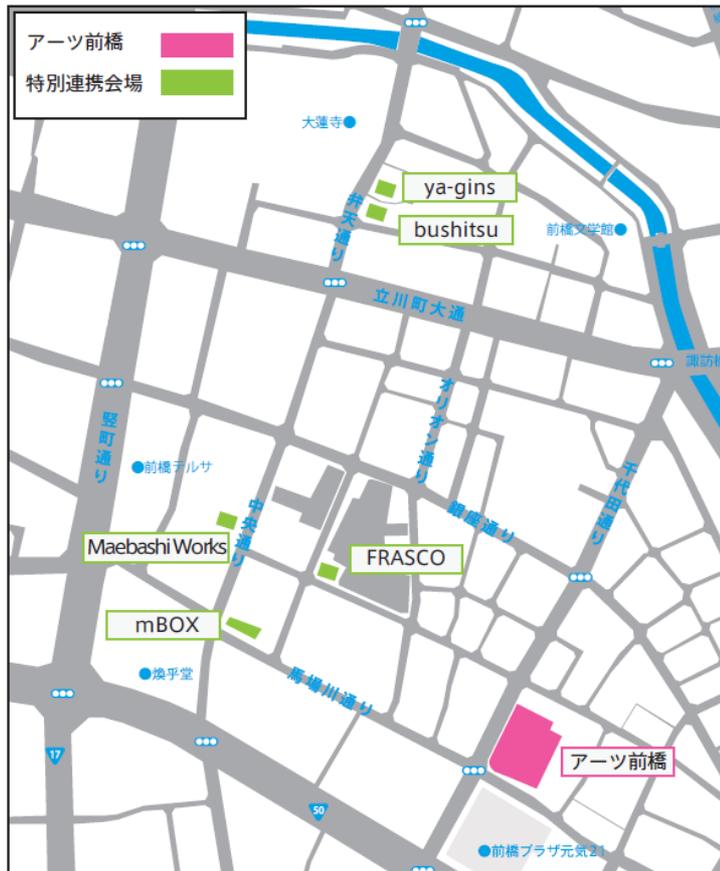
会場の確保等については、参加団体で行ってください。なお、一部の会場については、前橋市の施設利用応援サイト「igoo (<http://www.igoo.info>)」で空き状況を確認できます。

7 応募の流れ



連携会場

中心市街地において、継続的に芸術文化活動をしている団体が主として使用している拠点については、まちフェス 2015 連携会場として、会期中に様々な事業を実施する予定です。



「ya-gins」

アーティストが展示を行うギャラリースペース



「bushitsu」

幅広い世代に利用されるコミュニティスペース



「Maebashi Works」

複数の作家やアーティストのシェアアトリエ、展示スペース



「FRASCO」

MAEBASHI CREATORS ACT が運営するレンタルシェアスペース



「mBOX」

地域活性化を目的とした coworking & イベントスペース

まちフェス 2014 開催結果概要

(1) 期間

平成 26 年 10 月 25 日（土）、26 日（日）

(2) 会場

アーツ桑町、アルキロコス、煥乎堂、旧安田銀行担保倉庫、シネマまえ
ばし、中央通りアーケード、FRASCO、bushitsu、Maebashi Works

(3) 事業内容

トークイベント、作品展示、上映会、展示販売等

(4) 総来場者数

約 2,000 人



お問い合わせ

当事業の概要や、応募方法などについてご質問のある方はお気軽にご連絡ください。

前橋まちなか文化祭実行委員会 事務局（担当：山田、^{いえいり}家入）

時 間：9:00～17:00

住 所：〒371-0022 前橋市千代田町 5-1-16（アーツ前橋内）

Tel：027-230-1144 Fax：027-232-2016

E-mail：artsmaebashi@city.maebashi.gunma.jp